

新型コロナウイルス感染症対策事業による家賃補助規程

(目的)

第1条 この規程は、新型コロナウイルス感染症対策の影響等によって、家庭経済が困窮している学生が自宅から公共交通機関を使って通学する感染リスクを軽減できるように、本学院の近隣にアパート等（下宿を含む）を借りて居住するための家賃を補助することを目的とする。

(家賃補助金の申請手続等)

第2条 この規程による家賃補助を受けようとする学生は、所定の家賃補助金申請書兼誓約書を提出し認可を受けなければならない。

2 前項の家賃補助金申請書兼誓約書には、アパート等に係る賃貸借契約書の写し1部を添付しなければならない。もし、添付した契約書類を変更した場合は、庶務に申し出て必要な手続きをしなければならない。

(家賃補助の条件等)

第3条 家賃補助金を支給するための諸条件を次のとおり定める。

- (1) 公共交通機関等を使って通学することが困難である。
- (2) 弘前厚生学院の近隣のアパート等に居住している。
- (3) 学生又は保護者名義で、アパート等の賃貸借契約が締結されている。
- (4) 弘前厚生学院の授業料等（分納も含む）を通算で2回以上滞納していない。
- (5) 学業を疎かにしていない。
- (6) アパート等の家賃を滞納していない。
- (7) 兄弟又は従兄弟以外の者と同居していない。
- (8) 「離職者等再就職訓練」の委託訓練生ではない。

(家賃補助金の支給等)

第4条 家賃補助金申請書兼誓約書を提出した学生について、学院長は教員と協議し認可の採否を決定し、右記のとおり家賃補助金を支給することができる。

- (1) 支給月額 1万円（毎月末日に現金支給）

※当該年度7月分と8月分は、7月末日に合算して支給する。

※当該年度2月分と3月分は、2月末日に合算して支給する。

(2) 支給期間（事業期間）令和3年4月から令和4年3月まで 計12ヶ月間

(家賃補助金の取り消し等)

第5条 学院長は、家賃補助金を受給している学生が学則や諸規程等に反した場合、又は家賃補助金の支給に相応しくないと判断した場合には、教員と協議したうえで認可を取り消し又は休止をすることができる。

2 第1項における事由が解消した場合には、学院長は教員と協議したうえで家賃補助金の支給を再開することができる。ただし、休止期間分の家賃補助金は遡って支給はしないものとする。

(家賃補助金の返還等)

第6条 補助金の支給を取り消された学生は、受給した家賃補助金の全額を弘前厚生学院に在学中に全額返還しなければならない。学生の保護者は、家賃補助金の返還について連帯して責任を負うものとする。

(家賃補助金の変更)

第7条 弘前厚生学院の経営事情が急激に悪化した場合には、家賃補助金を受給している学生に事前に通知したうえで変更することがある。

(その他)

第8条 この規程に定めることのほか、必要な事項については学院長が教員と協議し決定する。

(附則)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。